

日高村
端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	211	227	234	224	228
② 予備機を含む 整備上限台数	243	261	260	15	19
③ 整備台数 (予備機を除く)	0	0	234	0	0
④ ③のうち 基金事業によるもの	0	0	234	0	0
⑤ 累積更新率	0.0	0.0	100.0	104.5	102.6
⑥ 予備機整備台数	0	0	25	0	0
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	0	0	25	0	0
⑧ 予備機整備台数	0	0	9.7	0	0

(端末の整備・更新の考え方)

GIGA 第 1 期で整備した端末の使用期間 7 年目となる令和 8 年度に端末の整備を行い、令和 8 年度中に新規端末の使用を開始する。令和 9 年度以降、児童生徒数の増加に応じて台数が不足する場合は、適宜台数を追加していく。

(更新対象のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数

・ 245 台

※対象台数の内、予備機などで有効活用できる端末は可能な限り活用していく。

○処分方法

・ 小型家電リサイクル法の認定業者もしくは資源有効利用促進法の製造事業者にて再使用・再資源化を委託

○端末のデータの消去方法

・ 処分事業者へ委託する

○スケジュール

令和 8 年度中に、処分事業者選定し、新規購入端末の使用開始とともに、使用済端末の事業者への引き渡しを実施する。